

名古屋北部民商ニュース

発行：2023年11月6(月) No. 545

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

「インボイスの対応で困った」ときも民商へ相談！

景気は回復した?! 名古屋市は血の通った徴収行政を!

以下は、10月20日に行われた名古屋市交渉の「地方税」「社会保障」の分野について話し合われた内容です。

<地方税について>

名古屋東部民商の会員は、「住民税の滞納を分納してきた。約束に遅れていないのに取引先に電話されたり手紙を送られたりして、1件取引が停止になった。また、市税事務所での相談の際に、職員がどなったり、ノートを叩きつけて退席したりひどい態度をとられた」と発言。

収納対策課長は「そういう態度ならば社会人として問題。そんなことのないよう徴収職員には徹底したい」と回答。南民商の会員は「担当が変わるたびに、一から説明し、月々4万では足りないから10万払えとか言われた。納付の相談で市税事務所へ電話したら、また来るの?と迷惑そうに言われた」と話しました。収納課長は「結果が分かっていたとしても来るなどというのはよくない。話をしっかり聞いて受け止めるようにする。税法上は、納付は1年間で限度なので…」と。事務局から「8月17日に取引先に通知が行き、翌週には差押をしているが、早すぎではないか。ある職員が『街なかのお店は、お客さんでいっぱいだし、景気は回復していますよね、徴収も強めました』と言いました。こういう名古屋市の誤った認識で苦しんでいる業者を追いつめているのではないかと追及しました。



名古屋市へ要望書を手渡す
服部愛商連会長（左）

<社会保障について>

南民商の三浦さんは、「会員のMさんには持病があるのに、先日、短期保険証の期間が15日間しかなかった。税務調査により、さかのぼって課税されたため住民税の滞納もあって、生活費を上回る支払いに追われている。ひんぱんに通院する人には、正規の保険証にしてもらえないか」と要望。保険年金課長は「検討する」と回答しました。また、名古屋市は、来年秋以降、マイナ保険証への移行に伴って資格証明書や短期保険証は廃止される予定と言っていますが、「保険証が廃止された場合、滞納者への通知はどうなるのか、給付が制限されることはないのか」と尋ねると、国からの具体的な指示がないため、未定との回答でした。医療を受ける権利が制限されないよう、保険証を残すよう、民商としても引き続き要望していきましょう。

名古屋市「中小企業価格転嫁促進支援金」について

名古屋市は、国の臨時交付金を使って、「エネルギー価格や原材料費など、さまざまなものが高騰しているのにも関わらず価格転嫁できていない名古屋市内の中小企業」に対し、支援金を支給します。

(申請期間11/16~12/28)

売上5千万円以下は、1事業者あたり、2万円、5千万超1億円以下は4万円とわずかではありますが、対象となる方は、積極的に申請しましょう。パンフレットをお配りしますが、説明会を下記の通りおこないます。

希望する方は、民商事務局までご連絡ください。

日時 11月10日(金) 14時~15時 ・ 13日(月) 19時~20時

場所 民商事務所3階

インボイスの登録をしていない飲食業や小売業、サービス業の皆さんへ

10/30付商工新聞に紹介されていたように「お客さんからインボイスがないと接待に使えない」「インボイスが無いなら10%値引きしろ」と言われたと、全国でトラブルが相次いでいます。「少額特例制度」などの説明が難しい、と不安の声が上がっています。裏面に、お客さんへの告知のひながたを印刷しましたので、参考にしてください。(ご希望があれば、民商事務所でコピーします)